



環境側面	常時	非常時	緊急	評価1	評価2	評価3	評価4	評価5	評価6	著しい	法令順守	要求事項	中間	年間
一般事務	○			—	×	×	—	×	—		特定家電用機器再商品化法(家電リサイクル法)	廃棄時における家電リサイクル券の排出者控への受領・保管(1年)	—	
機械の使用	○			×	—	×	—	—						
											使用済み自動車の再資源化等に関する法律	リサイクル券の保管(自動車所有者)、引取証明書の保管(自動車廃棄時)(1年)	○	

リスク・機会	環境目標		環境目標達成のための手段・方法・手順	中間評価		年間評価	
	①実施事項 ②達成期限(いつまでに) ③結果の評価方法(どのような水準で)	環境目標達成のための手段・方法・手順		進捗状況・成果	達成状況	進捗状況・成果	達成状況
★機械の使用に伴い、騒音・振動が発生する。	事務室テレビ 廃棄時に	事務室テレビを廃棄時に、家電リサイクル券の排出者控への受領・保管を適正に行う。	事務室テレビを廃棄時に、家電リサイクル券の排出者控への受領・保管を適正に行う。	廃棄テレビがなかった。	○		
★訓練により体制を確立することで、災害時において適切な対応ができる。	保管車両 購入・車検時・廃棄時 リサイクル券の保管及び引取証明書(1年)を行う。	所管車両の購入時・車検時にリサイクル券の保管を行うとともに、廃棄時に引取証明書の保管を適正に行う。	所管車両の購入時・車検時にリサイクル券の保管を行うとともに、廃棄時に引取証明書の保管を適正に行う。	車検時に3台のリサイクル券の保管を行った。	○		



環境側面	常時	非常時	緊急	評価1	評価2	評価3	評価4	評価5	評価6	著しい	法令順守	要求事項	中間	年間
一般事務	○			—	×	×	—	×	—					
桜並木整備再備にむけた勉強会等	○			—	—	○	○	—	○					
土地基盤情報（GIS）の電子データ更新	○			—	○	—	—	○	—					
ラウンドアバウト普及活動	○			○	—	○	—	—	○					

リスク・機会	環境目標		環境目標達成のための手段・方法・手順	中間評価		年間評価	
	①実施事項 ②達成期限（いつまでに） ③結果の評価方法（どのような水準で）			進捗状況・成果	達成状況	進捗状況・成果	達成状況
<p>★桜並木整備事業・・・緑地の保全により、温暖化防止に繋がり、また良好な景観が図れる。</p> <p>★土地基盤情報作成事業・・・電子化に伴い、無駄な廃棄物の抑制が図れる。</p> <p>★ラウンドアバウト普及促進事業・・・無駄な待ち時間の解消、信号制御の電力消費不要となり、CO2の削減が図れる。</p>							



環境側面	常時	非常時	緊急	評価1	評価2	評価3	評価4	評価5	評価6	著しい	法令順守	要求事項	中間	年間	
一般事務	○			—	×	×	—	×	—		土地利用基本条例	市及び地区の土地利用に係る方針決定、当該方針に基づく土地利用	○		
適正な土地利用へ誘導	○			○	○	○	○	—	○			景観条例、緑の育成条例	市及び地区の景観・緑に係る方針決定、当該方針に基づく景観・緑の育成	○	
良好な景観及び緑の育成	○			—	—	○	○○	—	○○			土地利用調整条例、景観条例、都市計画法施行条例、屋外広告物条例	開発と周辺の環境及び景観との調整	○	
開発と周辺の環境及び景観との調整	○			○○	—	—	○	—	○○	○			○		

リスク・機会	環境目標		環境目標達成のための手段・方法・手順	中間評価		年間評価	
	①実施事項 ②達成期限（いつまでに） ③結果の評価方法（どのような水準で）			進捗状況・成果	達成状況	進捗状況・成果	達成状況
★計画に基づく適正な土地利用が進む。地域の特性・個性を活かした景観・緑が育成される。	土地利用基本方針 平成30年度末 国土利用計画第3次飯田市計画に即し、その他必要な変更を行う。		第3次飯田市計画に即し、土地利用基本方針の都市構造などの他、地域での検討などを踏まえ、必要な見直しを行うとともに、必要な手続きを年度内に行う。		○		
	景観計画 平成30年度末 土地利用基本方針に即し、必要な変更を行う		基本方針に即し、地域での検討などを踏まえ、必要な見直しを行うとともに、必要な手続きを年度内に行う。		○		
	条例に基づく届出 平成30年度末 開発事業者へ適正に指導する		土地利用調整条例、景観条例、屋外広告物条例による届出について、基準に基づき計画を適正に指導する。また、生活環境への影響が大きい氾濫調整池等の施設整備を指導する。	条例に基づく届出は○件であり、基準に基づき適正に指導を行うことができた。また、氾濫調整池等の施設は○箇所の整備を指導した。		○	









環境側面	常時	非常時	緊急	評価1	評価2	評価3	評価4	評価5	評価6	著しい	法令順守	要求事項	中間	年間
建築確認事務	○			—	—	—	—	—	○		建築基準法	対象建築物の確認事務	○	
位置指定道路の指定	○			×	—	—	×	—	—		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	対象建築物の届出受理	○	
建設リサイクル法による届け出受理	○			×	×	—	—	—	○		長期優良住宅の普及に関する法律	対象住宅の認定事務	○	
長期優良住宅の認定事務	○			—	—	○	—	—	—		都市の低炭素化の促進に関する法律	対象住宅の認定事務	○	
低炭素住宅の認定事務	○			—	—	○	—	—	—		エネルギーの使用の合理化に関する法律	対象建築物の届出受理	○	
省エネ法による届け出受理	○			—	—	○	—	—	—		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	対象住宅の認定事務	○	
建築物省エネ法による認定事務	○			—	—	○	—	—	—		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	対象住宅の移転事務に関する事務	○	
災害危険住宅移転事務	○			—	—	—	—	—	○					

リスク・機会	環境目標		環境目標達成のための手段・方法・手順	中間評価		年間評価	
	①実施事項 ②達成期限（いつまでに） ③結果の評価方法（どのような水準で）			進捗状況・成果	達成状況	進捗状況・成果	達成状況
<p>★建設工事等における生活環境の汚染（大気、水質、土壌、地下水等）、地球環境への環境影響（温暖化、天然資源の枯渇、オゾン層の破壊、熱帯林の減少）</p> <p>★優良な住宅等が建設されることによる、建設工事等における生活環境の汚染の減少。省エネ建築物等の認定によって、建設産業においてCO2削減が図られる。</p>	<p>各種法令に基づく申請等 平成30年度末までに 適切な指導を行う</p>	<p>各種法令に基づく申請等の事務を申請者等 に対し、適切に指導を行う。</p>	<p>各種法令等に基づく申請等について適切に指導や事務を行っている。</p>	○			



環境側面	常時	非常時	緊急	評価1	評価2	評価3	評価4	評価5	評価6	著しい	法令順守	要求事項	中間	年間
一般事務	○			—	×	×	—	×	—		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）	対象建設工事の通知	○	
計画・設計、工事 監理業務	○			—	—	×	—	—	—					
解体・造成工事	○			×	×	×	—	×	×		長野県地球温暖化対策条例	対象建設工事について環境エネルギー性能計画届出書の提出	○	
建築工事	○			×	×	×	×	×	×		エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）	対象建設工事について省エネ措置の届出の提出	—	
再生砕石の使用	○			—	—	—	—	○	—					
省エネ機器の使用	○			—	—	○	—	—	—		景観法、景観条例	行為の通知及び景観育成基準への適合	○	
排ガス対策、低騒音・低振動型建設機械の使用	○			○	—	○	—	—	○					
工事排水等の環境汚染の発生抑制	○			—	—	—	○	—	—					

リスク・機会	環境目標		環境目標達成のための手段・方法・手順	中間評価		年間評価	
	①実施事項 ②達成期限（いつまでに） ③結果の評価方法（どのような水準で）			進捗状況・成果	達成状況	進捗状況・成果	達成状況
★建設工事等における生活環境の汚染（大気、水質、土壌・地下水等）、地球環境への環境影響（温暖化、天然資源の枯渇、オゾン層の破壊、熱帯林の減少）	建設リサイクル法における対象建設工事の通知を規定された期日までに（工事着手前）適切な計画のもと提出する		・工事請負業者と連携し適切な、工事計画を立てる。  ・実施設計委託業者と連携し、適切な省エネ措置の計画を立てる。	・工事施工者と連携し、適切な工事計画を立て、通知書の提出を行った。	○		
	省エネ法における対象建設工事についての届出を規定された期日までに（工事着手21日前）適切な省エネ措置のもと提出する						
★対策機器及び建設機械等の使用による生活環境の保全（大気、水質、土壌・地下水等）、有害化学物質の発生の抑制							







